



JASDAQ

平成 21 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 東 新 住 建 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 深 川 堅 治
(J A S D A Q ・ コ ー ド 1 7 5 4)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 飯 野 磨
電 話 0 5 8 7 - 2 3 - 0 0 1 1

民事再生手続開始決定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 26 日に名古屋地方裁判所より民事再生手続開始の決定を受けましたので、お知らせいたします。

関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けしており、心から深くお詫び申し上げます。今後は裁判所および監督委員の指導・監督のもと、役職員一同、再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 民事再生手続開始決定

当社が、平成 21 年 1 月 9 日名古屋地方裁判所に申し立てました民事再生手続開始申立事件（事件番号平成 21 年（再）第 2 号）について、平成 21 年 1 月 26 日、名古屋地方裁判所から再生手続開始の決定がなされました。

2. 民事再生法による今後の予定

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| ① 再生債権の届出期間 | 平成 21 年 3 月 16 日まで |
| ② 認否書の提出期限 | 平成 21 年 4 月 13 日 |
| ③ 再生債権の一般調査期間 | 平成 21 年 4 月 20 日から平成 21 年 4 月 27 日まで |
| ④ 報告書等（民事再生法第 124 条、125 条）の提出期限 | 平成 21 年 4 月 27 日 |
| ⑤ 再生計画案の提出期限 | 平成 21 年 5 月 25 日 |

（注）上記日程につきましては、今後の手続きの進行によっては変更となる場合があります。

以上